

平成19年度から住民税が変わります

～みなさんの疑問にお答えする、Q & Aシリーズ①～

5月号で住民税の制度が変わることをお知らせしたところ、町民のみなさんからもっと詳しく教えてほしいとの声が寄せられましたので、今回から2回連続のQ & A方式でお伝えしていきます。今回は、住民税と所得税の負担について、お答えします。

Q 1 住民税はどのように変わるのですか？

税源移譲により、住民税と所得税の配分が変わります。住民税は、税率がこれまでの3段階から一律10%となり、大部分の方の住民税額は増えることになります。

住民税 (所得割) の標準税率	課税所得	標準税率 (うち市町村民税率)		税源移譲前		税源移譲後	
		税源移譲前	税源移譲後	課税所得	税率	課税所得	税率
	200万円以下	5% (3%)	10% (6%)	330万円以下	10%	195万円以下	5%
	200万円超 700万円以下	10% (8%)		330万円超900万円以下	20%	195万円超330万円以下	10%
	700万円超の金額	13% (10%)		900万円超900万円以下	30%	330万円超695万円以下	20%
				900万円超1,800万円以下	37%	695万円超900万円以下	23%
				1,800万円超	37%	900万円超1,800万円以下	33%
						1,800万円超	40%

Q 2 個人の税負担はどうなりますか？

定率減税 が廃止されるため、税負担が増えることになります。

定率減税は平成11年に景気対策として実施されたものですが、経済状況の改善などを踏まえ、平成18年(度)に半減、平成19年(度)から廃止することとされました。

参考 18年(度)の減税率 住民税：税額の7.5% (限度額2万円)
所得税：税額の10% (限度額12.5万円)

Q 3 実際に税負担額はどう変わるのですか？

夫婦・子供2人の世帯で、給与収入が500万円の方の場合を例に試算すると、税源移譲による変化はありませんが、定率減税が廃止されるため、税負担は住民税・所得税を合わせて17,600円増えることになります。

	平成18年(度)	平成19年(度)	差引き
住民税	70,300 (76,000) 円	135,500円	65,200 (59,500) 円
所得税	107,100 (119,000) 円	59,500円	47,600 (59,500) 円
合計	177,400 (195,000) 円	195,000円	17,600 (0) 円

(注1) 住民税については、この他に均等割(5,000円)が課税されます。

県民税額(2,000円) + 町民税額(3,000円)

(注2) ()内の金額は、定率減税がなかった場合の税額等です。

(注3) モデルケースでの試算であり、実際の納税額とは異なります。